

監査委員の役割

白鷹町の議会には、地方自治法により、説明をする者として、監査委員も出席します。それでは監査委員のあれこれを見てみましょう。

●任期

識見委員は4年、議選委員は議員の任期に よるとされています。

●役割

監査委員は、町長や議会から独立した立場で、地方自治法に基づき、町監査基準を策定

●委員の構成

監査委員は、地方自治法の規定により、自治体の長が議会の同意を得て選任するもので、定数は町村の場合原則として2名とされています。本町では、町の財政管理や事業の経営管理などに優れた識見を有する者から選任された委員（識見委員）と議会議員から選任された委員（議選委員）で構成されています。

員とならないため、9月定例会で行われる決算特別委員会には出席していません。

●主な監査等の種類

・例月出納検査

会計管理者、公営企業管理者の現金の出納事務などを毎月検査します。

・定例監査

当年度の各課における予算の執行、事業の経営を2期に分けて審査します。

・決算審査

前年度の各課における予算の執行、事業の経営を審査します。

・財政健全化判断比率審査

それぞれの比率が適正に算定されているかを審査します。

・住民の監査請求による監査

町長や職員の業務上の不当と思われる

行為について、住民から請求があるときに監査します。

・住民の直接請求に基づく監査

選挙権有権者の50分の1以上の署名による請求があるときに、事務の執行について監査します。

・財政援助団体に対する監査

監査委員が必要と認めるとき、公の施設の指定管理者などの財政援助に係る出納や事務の執行を監査します。

